

議案第 38 号

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例

橋本市企業立地促進条例(平成 19 年橋本市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 (10) 新規雇用者 設置者が第 4 条の 3 に規定する協定を締結する日以後に対象施設を新設等するに当たり新たに雇用された市内に住所を有する者若しくは、対象施設で勤務するために新たに市内に転入した者で、かつ雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出がされ、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者をいう。 (11) 大卒以上の者 大学又は大学院(これらに相当する教育を行うと市長が認める学校等を含む。)を卒業した者をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 (10) 新規雇用者 設置者が立地に係る協定(以下「協定」という。)の締結日以後に対象施設を新設等するに当たり新たに雇用された市内に住所を有する者若しくは、対象施設で勤務するために新たに市内に転入した者で、かつ雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出がされ、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者をいう。
(奨励金の交付) 第 3 条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付するものとする。	(奨励金の交付) 第 3 条 市長は、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。
第 3 条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金を交付するものとする。ただし、1 の新事業所に関して交付することができるのは、当該奨励金のうちいずれか 1 つのみとする。 (1) 工場等立地奨励金(第 2 条第 1 号ア、ウ及びエに掲げる施設に限る。) (2) オフィス・研究施設経営支援奨励金(第 2 条第 1 号イ及びオに掲げる施設に限る。) (3) オフィス・研究施設立地奨励金(第 2 条第 1 号イ及びオに掲げる施設に限る。)	第 3 条 市長は、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。
2 略 3 第 1 項第 1 号に掲げる奨励金については、用地又は建物を取得し、又は賃借した翌日から起算して 1 年以内に対象施設の新設等に係る建設、改築又は改修(以下「建設等」という。)に着手しない場合は、交付しないものとし、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる奨励金については、第 4 条	2 略 3 奨励金は、協定の締結日から起算して 3 年以内に対象施設の新設等に係る建設に着手しない場合は、交付しないものとする。

の3に規定する協定を締結する日から起算して1年以内に対象施設を操業しない場合は、交付しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと事前に認めた場合においては、この限りでない。 (奨励金の交付額等) 第4条 奨励金の交付額は、前条第1項第1号及び第3号に掲げるものについては、設置者が対象施設の新設等を行うに当たり取得した投下固定資産総額及び増加固定資産総額に係る固定資産税(新事業所での業務を開始した日以後に賦課されるものに限る。)の額に対して、同項第2号に掲げるものについては、設置者が対象施設の新設等を行うに当たり賃借した施設に係る賃借料(新事業所での業務を開始した日の属する月以後のものに限る。)の額に対して、それぞれ別表に掲げる区分により算定した額とする。 2 前項に規定する固定資産税は各年度分ごとに、同項に規定する賃借料は当該業務を開始した日の属する月から起算して1年ごとの分ごとに、それぞれ奨励金の交付の対象となるものとする。 (進出計画書) 第4条の2 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設の新設等に係る進出計画書(進出計画、企業概要等を記載したもの)を次条に規定する協定の締結日までに市長に提出しなければならない。 (協定) 第4条の3 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設の新設等の建設等に着手する日までに、当該新設等に係る協定を市と締結しなければならない。 (指定) 第5条 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設が法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分に配慮されたものであることのほか、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。 (1) 工場等立地奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるところとする。 ア 対象施設の新設又は増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。 (ア) 当該新設又は増設のために新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への新設又は増設であること。	(奨励金の交付額) 第4条 奨励金の交付額は、設置者が対象施設の新設等を行うに当たり取得した投下固定資産総額及び増加固定資産総額に対して賦課された固定資産税額に対して別表に掲げる区分により算定した額とする。 (進出計画書) 第4条の2 奨励金の交付を受けようとする設置者は、対象施設の新設等に係る進出計画書(進出計画、企業概要等を記載したもの)を協定の締結日までに市長に提出しなければならない。 (指定) 第5条 奨励金の交付を受けようとする設置者は、次に定める要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。 (1) 対象施設が、法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分に配慮されたものであること。 (2) 対象施設の新設、増設の場合は、投下固定資産総額が5,000万円以上であり、かつ、対象施設における新規雇用者の数が5人以上であること。 (3) 対象施設の移設の場合は、増加固定資産総額が5,000万円以上であり、かつ、既存の事業所及び対象施設における新規雇用者の数が5人以上増加していること。
--	---

	(イ) 投下固定資産総額が5,000万円以上であること。 (ウ) 対象施設における新規雇用の数が5人以上であること。 イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。 (ア) 当該移設のために新たに新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への移設であること。 (イ) 増加固定資産総額が5,000万円以上であること。 (ウ) 当該移設に伴う新規雇用の数が5人以上であること。 (エ) 当該移設に伴い既存の事業所及び対象施設における雇用の総数が5人以上増加すること。 (2) オフィス・研究施設経営支援奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。 ア 対象施設の新設又は増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。 (ア) 当該新設又は増設のために新たに賃借する建物への新設又は増設であること。 (イ) 対象施設における新規雇用の数が5人以上であること。 (ウ) 新規雇用人1人以上は大卒以上の者であること。 イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。 (ア) 当該移設に伴う新規雇用の数が5人以上であること。 (イ) 新規雇用人1人以上は大卒以上の者であること。 (ウ) 当該移設に伴い既存の事業所及び対象施設における雇用の総数が5人以上増加すること。 (3) オフィス・研究施設立地奨励金 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。 ア 対象施設の新設及び増設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。 (ア) 当該新設又は増設のために新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への新設又は増設であること。 (イ) 投下固定資産総額が1,000万円以上であること。 (ウ) 対象施設における新規雇用の数が5人以上であること。 (エ) 新規雇用人1人以上は大卒以上の者であること。 イ 対象施設の移設の場合 次に掲げる条件を満たすこと。 (ア) 当該移設のために新たに取得し、又は賃借する用地又は建物への移設であること。 (イ) 増加固定資産総額が1,000万円以上であること。 (ウ) 当該移設に伴う新規雇用の数が5人以上であること。
--	--

(エ) 新規雇用者 1 人以上は大卒以上の者であること。 (オ) <u>当該移設に伴い既存の事業所及び対象施設における雇用者の総数が 5 人以上増加すること。</u> 2～4 略 (申請) 第 5 条の 2 <u>奨励金の交付を受けようとする設置者は、第 4 条第 2 項に規定する対象ごとに、その交付の申請を市長に行うものとする。</u> 2 <u>前項の申請は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める年度に行うものとする。</u> (1) <u>第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる奨励金 当該奨励金の対象となる固定資産税を完納した日の属する年度の翌年度</u> (2) <u>第 3 条第 1 項第 2 項に掲げる奨励金 当該奨励金の対象となる賃借料を完納した日の属する年度の翌年度</u> 附 則 1・2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、平成 36 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。	2～4 略 附 則 1・2 略 (この条例の失効) 3 この条例は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた事業者に対する奨励措置については、同日後も従前の例による。
--	--

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

種類	対象業種	投下固定資産 総額・増加固定 資産総額	新規 雇用者数	奨励金の額	交付 期間	累計 限度額
工場等立地 奨励金	製造業 物流関連業 宿泊業	5,000 万円以上	5 人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5 年	4 億円
		50 億円以上	25 人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5 年	8 億円
		100 億円以上	50 人以上	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額	5 年	50 億円
オフィス・ 研究施設経 営支援奨励 金	情報通信業 学術・研究 開発機関	—	5 人以上 (注)	施設賃借料の 30/100	3 年	各年度 1,000 万円
オフィス・ 研究施設立 地奨励金	情報通信業 学術・研究 開発機関	1,000 万円以上	5 人以上 (注)	固定資産税相 当額又は増加 した固定資産 に係る固定資 産税相当額の 60/100	3 年	3,000 万円

(注)新規雇用者 5 人以上のうち、1 人以上は大卒以上の者とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市に対して市内に対象施設を設置する意思を明らかにし、当該対象施設の設置に係る土地の引渡しが行われていない企業については、当該土地の引渡日から 10 年以内に操業した場合、改正後の第 3 条第 3 項の規定は、適用しない。